

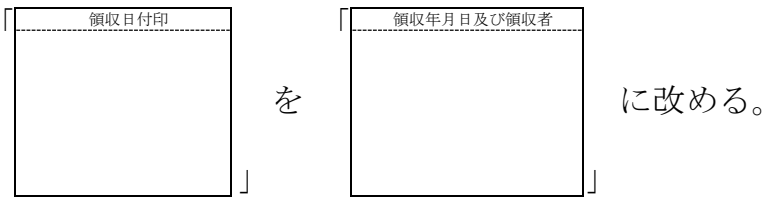
を

口座振替一覧表（緊急払用）	第42号様式	第55条・第60条
資金決済書	第44号様式	第57条

に改める。

第1号様式中「所属長認印」及び「㊟」を削る。

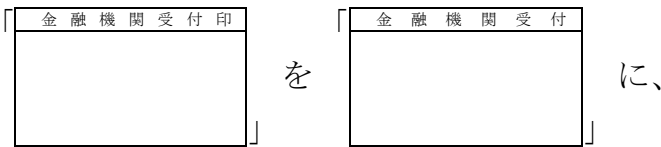
第5号様式、第8号様式、第15号様式及び第95号様式中



第9号様式中

社印・団体印 又は個人印
㊟

を削り、



同様式金融機関控以外の部分中

届出印
㊟

を削る。

第10号様式中

徴収日付印

を

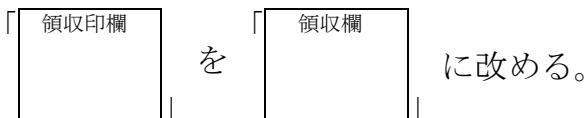
徴収日付

に、



「納金印」を「納金確認」に改める。

第13号様式、第14号様式、第32号様式及び第96号様式中



第16号様式中「印」を削る。

第17号様式中「印」を削る。

第33号様式中「印」を削る。

第34号様式小切手振出済通知書の欄中「印」を削る。

第36号様式を次のように改める。

第36号様式 削除

第38号様式中「氏名 印」を「氏名」に、

「

検印	係印
----	----

」を「

検査	係員
----	----

」に改め、

同様式注意事項の欄中「記入のうえ押印（法人の場合は代表者印を押印）して」を「記入して」に、「記入のうえ押印して」を「記入して」に改める。

第43号様式を次のように改める。

第43号様式 削除

第50号様式及び第51号様式中「印」を削る。

第52号様式中「氏名(名称)： 印」を「氏名(名称)：
」に、「※法人の場合は、代表者印を押印してください。」を削り、「富山県指定金融機関 印」を「富山県指定金融機関」に改める。

第53号様式中「印」を削る。

第57号様式及び第58号様式中「印」を削る。

第81号様式中「印」を削る。

第89号様式及び第89号様式の2中「印」を削る。

第91号様式及び第91号様式の2中「印」を削る。

第101号様式備考以外の部分中「印」及び「印」を削り、同様式備考中「領収印を押して」を「氏名を記載して」に改める。

第102号様式、第103号様式及び第104号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(出納課)

富山県告示第163号

会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正について

会計管理者の事務の一部の委任について（平成19年富山県告示第185号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

別表第1の1の表中「にある出納員及び警察本部交通指導課」を「にある出納員並びに警察本部警察相談課及び交通指導課」に、「、警察本部会計課の出納員及び警察本部交通指導課」を「並びに警察本部警察相談課、会計課及び交通指導課」に改め、同表本庁の室課の出納員（管財課長の職にある出納員並びに警察本部警察相談課及び交通指導課の出納員を除く。）の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項の次に次のように加える。

本庁の室課の出納員（管財課長の職にある出納員並びに警察本部会計課及び交通指導課の出納員を除く。）	その所管に属する保有個人情報の開示（富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）第25条第3項の規定による開示に限る。以下同じ。）に要する費用の収納に関する事務
--	--

別表第1の2の表中「文書総務課」を「総務課」に、「経営支援課」を「地域産業支援課」に改め、同表警察本部会計課の出納員の項中「公文書の開示及び行政資料の提供に要する費用の収納に関する事務並びに」を削り、教育委員会教育企画課の出納員の項の次に次のように加える。

警察本部警察相談課の出納員	公文書の開示、保有個人情報の開示及び行政資料の提供に要する費用の収納に関する事務
---------------	--

別表第2 経営支援課の出納員の項を次のように改める。

地域産業支援課の 出納員	地域産業支援課の分任出 納員	中小企業設備近代化資金及び中小 企業高度化資金の貸付金に係る償 還金の収納に関する事務
-----------------	-------------------	---

(出納課)

